

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	吹田市立高齢者生きがい活動センターへの特別な設備の設置等の許可		
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市立高齢者生きがい活動センター条例第9条		
所管部室課名	福祉部高齢福祉室		
審査基準	(特别的設備の設置等) 第9条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、特别的設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。		
標準処理期間等	事例に応じて異なる		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	指定管理者	事例に応じて異なる
	審議機関	指定管理者	事例に応じて異なる
	経由機関		
	協議機関	福祉部高齢福祉室	事例に応じて異なる
備考			
最近改正年月日	—		